

所有者不明土地等問題 対策推進の工程表

課題等	～2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)～
土地所有に関する基本制度	○土地基本法等の改正 (R2. 3. 31公布) ○土地基本法 ・土地所有者等の責務 ・適正利用・管理の基本理念 ・土地基本方針 等 ○国土調査法等 ・地籍調査の円滑・迅速化 ・十箇年計画策定	○土地基本方針 (R2. 5. 26策定、 R3. 5. 28改定) ・フォローアップの実施 ○第7次国土調査 事業十箇年計画 (R2. 5. 26策定) ・地籍調査を円滑・迅速に推進	○基本方針改定 (R6. 6. 11) ○計画の中間見直し (R6)	
	○次期地図整備計画策定 (R6年度) ・法務局地図作成事業の着実な実施 ※筆界保全標の設置 (R5. 4～)			
登記制度・土地所有権の在り方等	○民法等の改正 (R3. 4. 28公布) ○相続土地国庫帰属法 (R3. 4. 28公布) ・相続登記、住所等変更登記の申請の義務化、 申請者の負担軽減策 ・住基ネット等と連携した職権登記 ・相続した土地の国庫帰属制度 ・共有地の利用等の促進 ・所有者不明土地・建物管理制度 ・相続関係規定の合理化 等	施行：R5. 4 ・民法、国庫帰属制度 ・政省令、広報、実施体制の確立等 ・適切な登記審査の推進等 ・自治体の協力を得た相続登記の促進 ・登記と住基ネット等との円滑な連携を可能とするシステムの整備・活用	施行：R6. 4 ・相続登記義務化 ・税制改正（登記関係）	施行： ・住所等変更登記の 義務化と職権登記 (R8. 4) ・所有不動産記録証 明制度 (R8. 2)
	○第13次地方分権一括法 (住民基本台帳法改正) (R5. 6. 16公布) ・土地所有者探索等に住基 ネットを利用			
多様な土地所有者の情報等を 円滑に把握する仕組み等	○所有者不明土地特別措置法（特措法） (H30. 6. 13公布) ・地域福利増進事業の創設 ・財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与 ・長期相続登記等未了土地を解消する制度	○特措法の改正 (R4. 5. 9公布) ・法目的に所有者不明土地の管理の 適正化を追加 ・地域福利増進事業の拡充 ・管理が適切でない所有者不明土地 に対する代執行制度等の創設 ・推進法人の指定制度の創設 等	・制度の普及・啓発、地方協議会を通じた地方公共団体への支援 ・法務局による長期相続登記等未了土地の解消事業の推進 ・空家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的な推進	
	○農業経営基盤強化促進法等の改正 (H30. 5. 18公布) ○森林経営管理法 (H30. 6. 1公布) ・所有者不明農地・林地の利活用促進の制度	○農業経営基盤強化促進法等の改正 (R4. 5. 27公布) ・所有者不明農地の利活用促進の 制度の拡充	・制度の普及・啓発、農地や森林経営管理の集積・集約化の推進	
所有者不明土地等の円滑な 利活用・管理の促進	○表題部所有者不明土地法 (R1. 5. 24公布) ・登記官等による所有者等の探索 ・特定不能の土地に係る財産管理制度	・制度の普及・啓発、法務局による表題部所有者不明土地の解消事業の推進 ・法務局調査に基づく筆界認定(R4. 10～) ・分筆登記申請の同意範囲見直し (R5. 4～)		
	・所有者探索の合理化（マニュアルの改訂・周知）、共有私道ガイドラインの改訂・周知			
今後急増する老朽化マン ション等においても、所 有者不明化・管理不全化 が進行する見込み	○法制化に向けた論点 整理、取りまとめ	○法制化に向けた検討（法制審議会） ・マンション等の管理の円滑化を図る方策 ・老朽化マンション等の再生の円滑化を図る方策 等 ・マンション建替円滑化法等の見直しの検討	○老朽化マンション等の 管理及び再生の円滑化 等を図るための関係法 律の改正法案を提出	
	地方公共団体や関連分野の専門家等との連携協力			